横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和元年５月 17 日
総 務 局 総 務 課

令和元年第２回市会定例会
議案等提出一覧

Ⅰ 一 般 議 案 ４４件

１ 地方自治法第180条に基づく専決処分報告	５件	市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか４件
２ 条例の制定等	17件	
(1) 条例の制定	２件	横浜市新たな劇場整備検討委員会条例の制定 ほか１件
(2) 条例の全部改正	１件	横浜市道路附属物自動車駐車場条例の全部改正
(3) 条例の一部改正	14件	横浜市行政不服審査条例の一部改正 ほか13件
３ 町区域の設定等	２件	緑区における住居表示の実施区域及び方法 ほか１件
４ 道路の認定廃止	１件	市場第200号線等市道路線の認定及び廃止
５ 財産の取得等	13件	
(1) 財産の取得	12件	横浜市市庁舎のスチール製デスクの取得 ほか11件
(2) 財産の処分	１件	都筑区中川中央一丁目所在市有土地の処分
６ 指定管理者の指定等	２件	
(1) 指定管理者の指定	１件	地域ケアプラザの指定管理者の指定
(2) 指定管理期間の変更	１件	スポーツ施設の指定管理者の指定の変更
７ その他	１件	公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可
８ 契約の締結等	３件	
(1) 契約の締結	１件	横浜市中央卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）請負契約の締結
(2) 契約の変更	２件	横浜文化体育館再整備事業契約の変更 ほか１件

合 計 ４４件

令和元年５月17日発送

令和元年５月23日提出

お問合せ先
総務局総務課長 工藤哲史 Tel 045-671-2046

Ⅰ　一般議案

件名	概要
1　地方自治法第180条に基づく専決処分報告（５件）	
市報第１号 市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅等使用料の滞納に係る和解及び民事調停 ①和解の成立　件数:17件　総額:約2,643千円　平均:約155千円／件 ②調停の申立て　件数:１件　総額:約　134千円 ③調停の成立　件数:１件　総額:　390千円
市報第２号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 総務局 1件／こども青少年局 1件／健康福祉局 1件 環境創造局 14件／資源循環局 25件／道路局 7件 消防局 8件／教育委員会事務局 3件／鶴見区 1件 南区 1件／保土ケ谷区 2件／緑区 1件 青葉区 3件／戸塚区 1件／瀬谷区 1件 合計：70件　総額：約16,596千円　平均：約237千円/件
市報第３号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更（３件）、契約金額及び完成期限の変更（１件）及び完成期限の変更（１件） ※各変更契約については６頁～７頁参照
市報第４号 損害賠償請求事件についての訴訟上の和解の専決処分報告	民事訴訟法に基づく訴訟上の和解 （事件概要）本市は、平成14年から29年にかけて今井川改修工事の施工に伴う仮水路設置等のため、原告所有の土地を借り受けた。その後、当該土地に埋設した鋼管矢板等の撤去が不可能である旨を本市が原告に対し通知したが、これを一時使用賃貸借契約に定められた原状回復義務に違反するとして原告から提訴された （和解内容）①原告が所有する土地の一部について、本市を地上権者とする地上権を設定する　②本市は、地上権設定の補償として2,082,546円を支払う　③本市は解決金として2,308,642円を支払う　等 （専決年月日）平成31年４月19日
市報第５号 措置費返還請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告	訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収に係る訴えの提起 （訴えの要旨）被告の母に対して行った、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム入所措置に要した費用に係る未払分等の支払を求める （相手方）南区在住の男性 （訴訟物の価額）1,152,869円　（専決年月日）平成31年１月22日
2　条例の制定等（17件）	
(1) 条例の制定（２件）	
市第２号議案 横浜市新たな劇場整備検討委員会条例の制定	附属機関の設置 （内容）名称：横浜市新たな劇場整備検討委員会 所掌事務：①新たな劇場の整備の検討に関する事項　②その他市長が必要と認める事項 組織：委員12人以内　（施行日）公布の日
市第３号議案 横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を定める （内容）①運営権を設定する民間事業者の選定手続　②入出庫時間その他運営等に関する基準　③業務の範囲、利用料金　等 （施行日）令和元年７月１日　※８頁参照

(2) 条 例 の 全 部 改 正（1件）	
市第 4 号議案 横浜市道路附属物自動車駐車場条例の全部改正	（内　容）道路の附属物である自動車駐車場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する　等 （施行日）令和２年４月１日

(3) 条 例 の 一 部 改 正（14件）	
市第 5 号議案 横浜市行政不服審査条例の一部改正	不正競争防止法等の一部改正に伴う関係規定の整備 （内　容）「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める （施行日）令和元年７月１日
市第 6 号議案 横浜市市税条例等の一部改正	地方税法の一部改正等に伴う関係規定の整備 （内　容）①固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置に係る課税割合の変更　②軽自動車税環境性能割の税率変更　等 （施行日）公布の日　等　※９頁参照

市第 7 号議案

地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

（内　容）指定の取消しを行い、個人市民税の寄附金税額控除の対象から削除

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ケ峰二丁目９番地の９
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町３丁目33番地

（施行日）令和元年７月１日

市第 8 号議案 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正	緑区における町区域の設定に伴う改正 （内　　容）緑区の区域から中山町を削り、中山五丁目及び中山六丁目を加える （施 行 日）規則で定める日 （関係議案）市第18号議案・市第19号議案
市第 9 号議案 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備 （内　容）放課後児童支援員の要件である認定資格研修の実施主体に指定都市を追加する　等 （施行日）公布の日
市第 10 号議案 横浜市介護保険条例の一部改正	介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴う改正 （内　容）①令和元年度及び２年度（第７期）における低所得者の保険料額を減額 ②介護医療院サービス等に係る介護サービス情報調査手数料（23,000円/件）を追加　等 （施行日）公布の日（①は令和元年度分の保険料から適用） ※10頁参照
市第 11 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴う改正 （内　容）学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に追加する　等 （施行日）公布の日
市第 12 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正	建築基準法の一部改正に伴う関係規定の整備　等 （内　容）①小規模建築物の防火規定の合理化　②位置指定道路の基準の明文化　等 （施行日）公布の日　等

市第 13 号議案 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正	建築基準法の一部改正に伴う関係規定の整備 （内　容）建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における当該建築物について、本条例の適用除外とする　等 （施行日）建築基準法の一部を改正する法律の施行の日
市第 14 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定に伴う建築物等の制限の追加　等 （内　容）①中山駅南口地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域内における建築物等の制限を定める　②既存不適格建築物の用途を変更する場合の条例の制限の適用除外を定める （施行日）公布の日
市第 15 号議案 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正	既存の建築物に対する制限の緩和等に関する規定の整備 （内　容）既存不適格建築物に対して用途の変更、大規模の修繕等をする場合の条例の制限の適用除外を定める　等 （施行日）公布の日
市第 16 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正	消防法施行令等の一部改正に伴う改正 （内　容）①住宅用防災機器の設置免除規定の整備 ②消火器具の設置基準の整備　等 （施行日）令和元年10月１日　等
市第 17 号議案 横浜市立学校条例の一部改正	小学校の統合 （内　容）池上小学校と菅田小学校を統合し、統合後の学校名を菅田の丘小学校とする （施行日）令和３年４月１日
水第 1 号議案 横浜市水道条例の一部改正	水道法の一部改正に伴う改正 （内　容）指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を定める （施行日）水道法の一部を改正する法律の施行の日
３　町 区 域 の 設 定 等（２件）	
市第 18 号議案 緑区における住居表示の実施区域及び方法	（実施区域）中山町 （方　　法）街区方式 （関係議案）市第８号議案・市第19号議案
市第 19 号議案 緑区における町区域の設定、変更及び廃止並びにこれらに係る字区域の廃止	住居表示の実施に伴う町区域の設定、変更及び廃止　等 （町区域の設定）中山五丁目、中山六丁目 （町区域の変更）①寺山町の一部、中山町の一部 → 中山四丁目 ②中山町の一部 → 寺山町 （町区域の廃止）中山町 （字区域の廃止）住居表示実施区域内の字区域 （関 係 議 案）市第８号議案・市第18号議案
４　道 路 の 認 定 廃 止（１件）	
市第 20 号議案 市場第200号線等市道路線の認定及び廃止	（認　定）市場第200号線など14路線 （廃　止）篠原第350号線など17路線 合計31路線

５　財　産　の　取　得　等（13件）

(1) 財　産　の　取　得（12 件）

市第 21 号議案 横浜市市庁舎のスチール製デスクの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、スチール製デスクを取得する （内　容）デスク及びその他附属品一式 （金　額）117,180千円
市第 22 号議案 横浜市市庁舎のスチール製ワゴンの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、スチール製ワゴンを取得する （内　容）ワゴン及びその他附属品一式 （金　額）約126,878千円
市第 23 号議案 横浜市市庁舎の収納庫の取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、収納庫を取得する （内　容）収納庫、スライド式収納庫及びその他附属品一式 （金　額）291,600千円
市第 24 号議案 横浜市市庁舎の事務用回転椅子の取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、事務用回転椅子を取得する （内　容）椅子及びその他附属品一式 （金　額）138,240千円
市第 25 号議案 横浜市市庁舎の会議用椅子の取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、会議用椅子を取得する （内　容）椅子及びその他附属品一式 （金　額）約250,280千円
市第 26 号議案 横浜市市庁舎のロッカーの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、ロッカーを取得する （内　容）ロッカー及びその他附属品一式 （金　額）216,000千円
市第 27 号議案 横浜市市庁舎のコミュニケーションエリア・リフレッシュルーム用什器の取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、コミュニケーションエリア・リフレッシュルーム用什器を取得する （内　容）ラウンジチェア、ソファ及びラウンジテーブル （金　額）約91,856千円
市第 28 号議案 横浜市市庁舎のローパーティションの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、ローパーティションを取得する （内　容）パーティション及びその他附属品一式 （金　額）191,268千円
市第 29 号議案 横浜市市庁舎の移動式ラックの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、移動式ラックを取得する （内　容）電動式移動式ラック、ハンドル式移動式ラック及びその他のラック （金　額）348,840千円
市第 30 号議案 横浜市市庁舎の施工型ローパーティションの取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、施工型ローパーティションを取得する （内　容）パーティション及びその他附属品一式 （金　額）約108,340千円
市第 31 号議案 横浜市市庁舎の議会用テーブル及び椅子の取得	市庁舎における執務環境の整備を図るため、議会用テーブル及び椅子を取得する （内　容）テーブル及び椅子 （金　額）392,040千円
市第 32 号議案 みなとみらい21・クリーンセンターの書棚の取得	本市の執務環境の整備を図るため、書棚を取得する （内　容）移動式書棚、固定式書棚及びその他附属品一式 （金　額）220,104千円

(2) 財　産　の　処　分（1件）	
市第 33 号議案 都筑区中川中央一丁目所在市有土地の処分	都筑区中川中央一丁目所在の市有土地の処分（売却） （所　在）都筑区中川中央一丁目９番の１及び９番の２ （地　目）宅地　（地　積）12,037.24㎡ （相手方）ボッシュ株式会社 （金　額）約5,715,282千円　（単価：約475千円）
6　指定管理者の指定等（2件）	
(1) 指定管理者の指定（1件）	
市第 34 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定	（名　　称）岡津地域ケアプラザ（泉区岡津町） （指定管理者）社会福祉法人誠幸会 （泉区上飯田町2,083番地の１） （指定期間）供用開始～令和６年３月31日
(2) 指定管理期間の変更（1件）	
市第 35 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定の変更	（名　　称）横浜文化体育館（中区不老町） （指定管理者）横浜市体育協会・ミズノ共同事業体　代表者　公益財団法人横浜市体育協会（中区尾上町６丁目81番地） （指定期間）変更前：「平成28年４月１日～平成33年３月31日」 → 変更後：「平成28年４月１日～令和２年10月31日」 （変更理由）横浜武道館の供用開始時期の変更に伴い、横浜文化体育館の解体工事着手時期を変更するため
7　そ　の　他（1件）	
市第 36 号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可	履修証明プログラムの新設による受講料の上限の設定等に伴う市長の認可の一部変更 （内　　容）①履修証明プログラム等に係る受講料の上限：535,800円、受講者選考料の上限：9,800円　②生涯学習講座に係る受講料の上限：2,800円 （議決根拠）地方独立行政法人法第23条第２項
8　契約の締結等（3件）	
(1) 契　約　の　締　結（1件）	
市第 37 号議案 横浜市中央卸売市場食肉市場電力供給設備改修工事（電気設備工事）請負契約の締結	受変電設備工事、動力設備工事、中央監視その他設備工事　各一式 （工事場所）鶴見区大黒町17番地の１ （契約金額）967,680,000円　（完成期限）令和３年３月31日 （契約相手）新興・三沢建設共同企業体
(2) 契　約　の　変　更（2件）	
市第 38 号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更	契約金額の変更 （契約金額）31,330,000,000円 → 31,453,309,797円（約0.39%増） （変更理由）物価変動に伴う建設業務の対価の改定 （議決根拠）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条
市第 39 号議案 みなとみらい21中央地区20街区ＭＩＣＥ施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更	契約金額の変更 （契約金額）37,817,854,756円 → 38,229,284,313円（約1.09%増） （変更理由）物価変動に伴う建設業務の対価の改定 （議決根拠）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条

市報第３号　変更契約の締結についての専決処分報告

専　決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）				変更理由
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変　更　前	変　更　後	
31.１.25	市場小学校けやき分校新築工事（建築工事）請負契約	日成・日飛建設共同企業体	30.12.10専決 契約金額 2,179,440,000円 完成期限 令和２年３月19日 30.10.４議決 契約金額 2,173,068,000円 完成期限 令和２年３月19日	契約金額 2,352,240,000円 完成期限 令和２年３月19日	工事に伴う発生土に想定以上の油分等が含まれていることが判明し、当該発生土の処分方法を変更したため
31.２.19	日吉台小学校第二方面校（仮称）新築工事（建築工事）請負契約	馬淵・ＮＢ・小雀建設共同企業体	30.12.10専決 契約金額 2,487,240,000円 完成期限 令和２年３月31日 30.10.４議決 契約金額 2,478,600,000円 完成期限 令和２年３月31日	契約金額 2,539,080,000円 完成期限 令和２年３月31日	地盤の支持層の一部が想定以上に深い箇所にあることが判明し、杭をより深く打つことが必要となったため
31.３.７	寿町住宅（仮称）建替工事及び寿町福祉会館（仮称）整備工事（建築工事）請負契約	松尾・小俣・土志田建設共同企業体	30.11.１専決 契約金額 2,005,830,241円 完成期限 平成31年３月15日 29.９.22議決 契約金額 1,987,200,000円 完成期限 平成31年３月15日	契約金額 2,011,230,241円 完成期限 平成31年４月30日	関連工事の着手が入札の不調により遅れたため

別　紙

専　決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）				変更理由
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変　更　前	変　更　後	
31.３.12	高速横浜環状北西線（東方・川向地区）街路整備工事（橋りょう上部工）請負契約	宮地・古河建設共同企業体	28.９.21議決 契約金額 4,094,883,720円 完成期限 平成31年３月29日 28.６.３議決 契約金額 4,075,326,000円 完成期限 平成31年３月29日	契約金額 4,094,883,720円 完成期限 令和元年６月28日	工事敷地内の建物の撤去に当たり当該建物の所有者との協議に時間を要し、施工手順等を見直したため
31.３.26	市道西戸部第560号線及び市道西戸部第342号線道路建設工事（人道橋築造工）請負契約	エム・エムブリッジ株式会社	30.12.19専決 契約金額 1,374,357,240円 完成期限 令和２年４月30日 30.10.４議決 契約金額 1,358,640,000円 完成期限 令和２年４月30日	契約金額 1,409,903,280円 完成期限 令和２年４月30日	河川管理者等との協議により橋桁の架設方法を変更し、橋桁の強度を確保するための加工が必要となったため

参　　考

市第３号議案　『横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例』の制定

１　趣旨

公益財団法人横浜市建築助成公社が所有するみなとみらい公共駐車場（以下「本駐車場」という。）は、令和２年度末の本市移管後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づき公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、民間事業者による運営を行います。

同法第 18 条の規定により、運営権を設定する場合は、実施方針に関する条例を定める必要があることから、本条例制定の議案を提出します。

２　根拠法令（PFI 法）

第 17 条　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第５条第２項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

（以下略）

第 18 条　公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、**条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。**

２　前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

３　条例の構成

第１条	趣旨	条例の趣旨を規定しています。
第２条	公共施設等運営権の設定	市長が選定事業者に本駐車場の運営に係る運営権を設定できることを規定しています。
第３条	民間事業者の選定の手続	事業者の選定基準等を規定しています。
第４条	運営等の基準	公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が本駐車場の運営を行う際の責務等を規定しています。
第５条	業務の範囲	市長は、実施方針にて業務の具体的内容を定めることができることを規定しています。
第６条	利用料金	利用料金は運営権者が定めること等を規定しています。
第７条	公共施設等運営権の対価	運営権の対価の額、支払方法等は契約に定めることを規定しています。

４　施行日

令和元年７月１日

参　考

市第６号議案　横浜市市税条例等の一部改正

１　趣旨

平成 31 年度の地方税法の改正等に伴い、横浜市市税条例等を改正します。

２　主な改正内容

（１）固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置に係る課税割合の変更（附則第９条）

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、認定事業者が取得した公共施設等に係る固定資産税等のわがまち特例について、地方税法の改正により、適用期限が２年延長されました。これに加え、都市再生緊急整備地域の指定区域が拡大されたことに伴い、次のとおり課税割合を変更します。

※わがまち特例とは、課税標準の特例措置等について、国が一律に定めていた課税割合を地方自治体が自主的に決定できる仕組み

対象資産 （家屋及び償却資産）	課税割合			課税割合を 変更する理由
	地方税法	本 市		
		従前	改正案	
都市再生緊急整備地域において認定事業者が取得する公共施設等	【参酌基準】 3/5 【範囲】 1/2～7/10	3/5	**1/2**	公共施設等を有する優良な民間プロジェクトを積極的に誘導するため。

○公共施設等：広場等の公共施設、通路や緑化施設等の都市利便施設

【適用】令和３年３月 31 日までに新規取得した資産（５年度分）

【参考】都市再生緊急整備地域

都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令により指定された地域。

・横浜山内ふ頭地域　【　7ha】

・横浜上大岡駅西地域【　7ha】

・横浜都心・臨海地域【524ha】

＊平成 30 年 10 月：252ha → 524ha（272 ha 拡大）

【参考】「横浜都心・臨海地域」の指定済区域 と 平成 30 年 10 月拡大区域

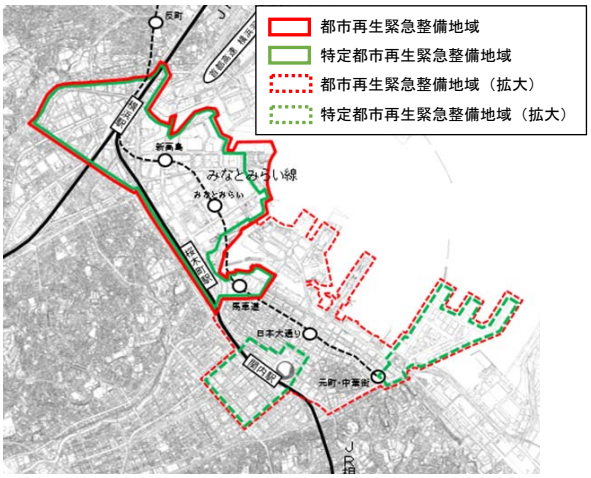

（２）軽自動車税環境性能割の税率変更（附則第 16 条の６）

消費税率 10%への引上げにあわせ、自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年 10 月１日から令和２年９月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を１%分軽減するとされました。これに伴い、次のとおり税率を変更します。

区 分	税 率		臨時的軽減
電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車・ ガソリン車･ハイブリッド車(2020 年度基準＋10%達成以上)	非課税	→	**非課税**
ガソリン車・ハイブリッド車（2020 年度基準達成）	1.0%	→	**非課税**
上記以外	2.0%	→	**1.0%**

（３）その他条文整備

３　施行日

上記２（１）公布の日、（２）令和元年 10 月１日　等

参 考

市第 10 号議案　横浜市介護保険条例の一部改正

1　改正の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率を改めます。また、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、介護医療院等に係る介護サービス情報調査手数料の徴収等のため、横浜市介護保険条例の一部を改正します。

2　改正の概要

（1）　介護保険料の改正について

介護保険法施行令の一部改正により、令和元年 10 月から消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を行うこととされたことから、保険料軽減の対象者について、軽減後の保険料額に改めます。

ア　令和元年度の介護保険料率の改定（第4条）　※区分の詳細は、次ページ参照。

区分	現行 第7期（平成30年度）	改正後 第7期（令和元年度）
条例第4条第1号: 介護保険法施行令第 39 条第1項第1号に掲げる者	29，760円	24，180円
条例第4条第2号: 介護保険法施行令第 39 条第1項第2号に掲げる者	44，640円	35，340円
条例第4条第3号: 介護保険法施行令第 39 条第1項第3号に掲げる者	48，360円	46，500円

イ　令和元年度の普通徴収に係る各納期の保険料納付額の改定（第6条第1項）

区分	現行の納付額 第7期（平成30年度）		改正後の納付額 第7期（令和元年度）	
	6月期	7月期～3月期	6月期	7月期～3月期
条例第4条第1号に該当する者	3，030円	2，970円	2，490円	2，410円
条例第4条第2号に該当する者	4，500円	4，460円	3，570円	3，530円
条例第4条第3号に該当する者	4，890円	4，830円	4，650円	4，650円

（2）　介護医療院サービスに係る介護サービス情報調査手数料の追加等

介護保険法施行規則の一部改正により、介護医療院サービスが介護サービス情報の報告及び公表の対象に加えられたことに伴い、介護医療院サービス等に係る介護サービス情報調査手数料を追加します。（1 件　23,000 円）

（3）　その他文言の整理

条例第 11 条、第 12 条、第 19 条及び別表について、法令に合わせた文言の整理を行います。

3　施行日

公布の日から施行し、保険料は令和元年度分から適用します。

＜参考＞

改正後の第7期介護保険料

【改正後】介護保険条例第４条（保険料率）	段階	対象者			軽減前 割合	軽減前 年間保険料（月額換算）	現行 第７期（平成30年度） 一部軽減後 割合	現行 第７期（平成30年度） 一部軽減後 年間保険料（月額換算）	現行 被保険者数（Ｈ３０）	改正後 第７期（令和元年度） 上期一部軽減実施 下期完全軽減実施 割合	改正後 第７期（令和元年度） 上期一部軽減実施 下期完全軽減実施 年間保険料（月額換算）	改正後 被保険者数（Ｒ元）
第１号	第１段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ老齢福祉年金受給者			0.45	33,480円 (2,790円)	0.40	29,760円 (2,480円)	33,684人	0.325	24,180円 (2,010円)	33,996人
第１号	第２段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.45	33,480円 (2,790円)	0.40	29,760円 (2,480円)	127,237人	0.325	24,180円 (2,010円)	130,030人
第２号	第３段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円以下	0.60	44,640円 (3,720円)			52,602人	0.475	35,340円 (2,940円)	53,421人
第３号	第４段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	上記以外	0.65	48,360円 (4,030円)			50,511人	0.625	46,500円 (3,870円)	51,234人
第４号	第５段階	本人が市民税非課税	世帯課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80万円以下	0.90	66,960円 (5,580円)			136,074人			137,164人
第５号	第６段階 〈基準額〉	本人が市民税非課税	世帯課税	上記以外	1.00	74,400円 (6,200円)			97,505人			97,938人
第６号	第７段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	１２０万円未満	1.07	79,600円 (6,630円)			90,944人			91,124人
第７号	第８段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	１２０万円以上１６０万円未満	1.10	81,840円 (6,820円)			74,635人			75,366人
第８号	第９段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	１６０万円以上２５０万円未満	1.27	94,480円 (7,870円)			114,179人			115,427人
第９号	第１０段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	２５０万円以上３５０万円未満	1.55	115,320円 (9,610円)			53,980人			54,042人
第１０号	第１１段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	３５０万円以上５００万円未満	1.69	125,730円 (10,470円)			34,827人			34,831人
第１１号	第１２段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	５００万円以上７００万円未満	1.96	145,820円 (12,150円)			15,174人			15,160人
第１２号	第１３段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	７００万円以上１，０００万円未満	2.28	169,630円 (14,130円)			9,180人			9,179人
第１３号	第１４段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	１，０００万円以上１，５００万円未満	2.60	193,440円 (16,120円)			6,592人			6,594人
第１４号	第１５段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	１，５００万円以上２，０００万円未満	2.80	208,320円 (17,360円)			3,270人			3,273人
第１５号	第１６段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額－譲渡特別控除額が	２，０００万円以上	3.00	223,200円 (18,600円)			6,135人			6,153人
									合計　906,529人			合計　914,932人